

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見

氏名	在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)
住所	〒106-0041 東京都港区麻布台 2-4-5 メソニック 39MT ビル 10階
御意見	<p>【総括】</p> <p>在日米国商工会議所（ACCJ）は、データの国境を越えた移転を容易にし、ビッグデータとクラウドサービスの利用拡大を促進する規制環境の構築に焦点を当てた、「パーソナルデータに関する検討会」の思慮深い勧告を高く評価している。しかしながら、詳細な詰め作業は、これからがスタートとなる。新しい「第三者機関」は担当となった野心的な新しい責任を遂行するために、予算と人員が必要になる。多くの重要な問題が未解決のままとなっているため、課題が山積している。</p> <p>山積する課題の中で ACCJ は、とりわけ以下の 7 点に関心を寄せている。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 準個人情報と機微な個人情報の定義2) ルール作りにマルチステークホルダーコミュニティが関わるためのメカニズム3) 新たな「第三者機関」が、プライバシーポリシーを管理する上で、既存の省庁とどのように協力していくのか4) 「第三者機関」と提案されているサイバーセキュリティセンター間の協力のための枠組み5) 消費者の同意（オプトアウトを含む）、個人情報の開示と削除の依頼の処理、および、プロファイリングに関連した問題の管理のための合意されたプロセス6) データの国境を越えた移転を監督する認定を受けた第三者機関のためのルール7) 侵害の規模や、機微性、意図等に応じた適正手続や罰金を加味した公正な紛争解決メカニズムの設定 <p>ACCJ は、新たなプライバシーの枠組みの法制化に合わせて、ここであげた課題について、日本政府および新たな「第三者機関」と、密接に協働できることを期待している。そして、日本のプライバシーの枠組みへ加えられる変更が正しい方向へ進んでおり、また、個人情報の利用を管理する現行の規制に関する変更については、最小限規制の原則を採用し、適正手続を尊重し、コンプライアンスコストを制限し、プライバシー保護のための新たな枠組みの構築や実行にマルチステークホルダーの意見を取り入れるという検討会の提言や議論の方向性を確信している。</p>

【各論】

(1)

・ 該当箇所

I 制度改正の趣旨 - 5 頁

・ 意見内容

パーソナルデータの商用目的のための活用の促進

・ 理由

ACCJは、検討会が述べている「パーソナルデータの商用利用についての障壁を取り除く」という検討の目的に強く賛同する。個人情報保護は必要であると同時に、その利活用も、1) 消費者に競争力のある付加価値をつけた製品やサービスの提供、2) 民間セクターの活力の向上、3) 新規ビジネスの源泉、さらには経済成長の基盤、という観点で重要となる。ACCJは、検討会の報告書において“適切な個人情報の活用は、経済成長とイノベーションそして消費者に新たな利益をもたらす点で重要である”という明確なコメントに賛意を表す。

(2)

・ 該当箇所

(2) 機動的な対応を可能とするために - 7 頁

・ 意見内容

個人情報保護についての機動的なアプローチの採用

・ 理由

プライバシー関連の潜在的な課題を評価するにあたり、現行の法制下でとられてきているアプローチは、今のルールの下で明確に許可されているものに限定されている。その結果、個人の権利や利益を侵害するリスクがほとんどない場合においても、産業界は現行のデータの保護の定義に入らないかを懸念し、パーソナルデータの革新的な使い方の導入を躊躇してきている。検討会の報告書は、法律やガイドラインによる規制が技術やビジネス環境が急速に変わる現代を制限することに無理があるのではないかという認識の下、プライバシー保護について機動的なアプローチの必要性を推奨している。ACCJはこの提案を支持するとともに、個人情報保護についての機動的なアプローチが権利侵害のリスクとプライバシーに対する合理的な期待を含めた個人情報の新しい使い方に対する法的・商業的な判断を含めることを要望する。

(3)

・ 該当箇所

2 民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みの創設 - 12 頁

・ 意見内容

マルチステークホルダーコミュニティのルール策定プロセスへの参画

・ 理由

ACGJは、データ保護について日本におけるよりオープンで透明性の高いルール策定プロセスの確立を求めてきた。今回、マルチステークホルダーコミュニティが行動規範の策定に果たす主要な役割を、日本のプライバシーの枠組みにおいて重要な要素であると認識していることに賛意を表す。ACGJはこのプロセスにおいて積極的に役割を担う準備があり、最近、商務省国家電気通信情報庁（NTIA）が政府、学界、技術、市民社会の代表とともにモバイルアプリケーション契約の透明性について策定した行動規範を日本の新しい第三者機関が参考にするべきであると考えている。このアプローチの成功の秘訣は、ステークホルダーが効果的に参加できるよう、すべての関係者を巻き込むことに加えキャパシティビルディングのサポートを図ることにある。また、このプロセスを通じて策定された行動規範の信頼できるかつ効果的な執行も重要となる。

(4)

・ 該当箇所

IV 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保 - 13 頁

・ 意見内容

データ保護についての省庁間の重複排除

・ 理由

ACGJは大綱で提示された新しい第三者機関の組織の構造と責任を支持する。ACGJは第三者機関が（1）政府におけるプライバシー関連の規則のワンストップの窓口となり、（2）現在の多くの機関がガイドラインを持ち、断片的な政策を所持する状況を廃し、プライバシー関連の規則を整理し、一貫した実行をはかり、（3）消費者、事業者、外国政府に対して、プライバシー関連の事案に対し、透明性と統一的なポジションを持つことを期待している。また、新しい機関が上記の責任を果たすために必要な人員と予算が付与されることを要望する。さらに、プライバシー政策を独立的に俯瞰する新しい組織が整うまでに移行期間があることが必要であり、それぞれのエリアの所管省庁、地方政府との緊密な連携がこの期間およびその後も継続して必要であると認識

している。さらに、金融庁のように現在の機関が特定業界において監督責任を持ち続ける場合、新しいプライバシーの監督機関が第三者認証を要求するなど重複をし、両方で異なる要求をしないようにすることを要望する。

(5)

・ 該当箇所

(1) 保護対象の明確化及びその取扱い - 10 頁

・ 意見内容

パーソナルデータの定義と範囲の明確化

・ 理由

大綱は、個人情報の利活用におけるイノベーションと成長を遅延させていると認識をし、グレーゾーンについての現行の法的枠組みの課題を直裁的に取り上げている。報告書は、新しい法律の下で保護される個人情報の定義と範囲を示す必要性を強調している。ACGJ は現行の法の下での個人情報の定義が曖昧で、ビジネスにとって躊躇させる要因を与えていると認識している。特に大綱においてとりあげられなかった準個人情報の扱いがどのようになるのかについて、特に関心を寄せている。ACGJ は個人情報の定義とこれらの定義から派生する政策は、個人のプライバシーに対する権利とデータを有効活用する経済的な利益とのバランスをはかるものであるべきと考える。さらに、新しい定義を策定するに当たり、ビジネスにとってのコンプライアンスコストも、最終的に消費者が負担をすることになるため、考慮するべきである。

(6)

・ 該当箇所

1 個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い - 10 頁

・ 意見内容

個人特定性低減データの第三者提供の許容

・ 理由

ACGJ は、日本の新しい法律に個人特定性低減データの活用を促進する条項をパーソナルデータの活用の代替として入れるべきだと考える。個人特定性低減データは、パーソナルデータがビジネスや消費者にとってもたらすものと同様のメリットを、個人のプライバシーのリスクを低減して提供する可能性を持つ。したがって、ACGJ は、大綱の個人特定性低減データを個人の同意なしに使うことを許可するという方針を歓迎する。大綱の運用において、日本政府に対して 2012 年の

米国連邦取引委員会（FTC）三要件 1) 適切な匿名化措置を施していること、2) 匿名化したデータを再識別化しないことを約束・公表すること、3) データが再識別化されないことを保証すること、を参照することを提案する。個人特定性の低減化のデータのガイドラインは、技術のイノベーションに呼応するために柔軟なものであるべきであると同時に、遵守する企業にセーフハーバーとしてのガイダンスを与えるべきだと考える。データ処理の方法は、柔軟なものとし、企業のインプットを含むものとする検討会の提案を歓迎する。このプロセスへの第三者機関の参画は、ビジネス環境の変化の速度を考慮し、最小限とするべきである。

(7)

・ 該当箇所

(3) 個人情報の取扱いに関する見直し - 11 頁

・ 意見内容

データの利用の目的変更時の同意取得の簡素化

・ 理由

ACCJ は、個人特定性低減データの利用について、関連のガイドラインに添って処理をされる場合、最初に取得した同意内容の範囲を超えての利用を許可するという、検討会の方針に賛同する。さらに、ACCJ は当初に合意した範囲を超えて、個人データが他の目的に使用された場合に、ユーザーがオプトアウトできるような枠組みを構築することを、検討会が新しい「第三者機関」に求めていることにも注目している。ACCJ は、どのようなときに消費者の同意が必要で、また、どのように同意を得るかに関する規則はデータの機微性と二次利用を含めてデータが使用される目的に沿ったものであるべきであると考え。多くの場合、最初に得た同意は、その後の同じ目的でのデータの使用を認めるような仕組みを作るべきである。例えば最初の同意の範囲内でのサービスである限り、同意を再確認する必要はない。ACCJ は、「第三者機関」が取り組む早期の優先課題は、この分野での包括的で一貫したアプローチを設定するために、マルチステークホルダーのコミュニティと連携し、原則ベースのルールを策定することだと考える。

(8)

・ 該当箇所

3 開示等の在り方 - 15 頁

・ 意見内容

開示、削除についての手続きの明確化

・理由

検討会は、新しい第三者機関にユーザーの権利とビジネスのコンプライアンスコストのバランスをとりつつ、データコントローラとして開示、削除の請求にどのように対応していくかを明確にするように要求している。ACCJは、以下のデータ項目は開示請求の適用除外とすべきだと考える。具体的には、a) 保有者が再識別化をしない匿名化データ、b) 税法等に基づいて継続保管を法的に義務付けられているデータ、c) 消費者との対応のなかで収集されたデータ、d) 開示をすることによりほかの人のプライバシーもしくは市民の自由についての問題を起こす可能性のあるデータ、e) 消費者自身がSNS等のように自ら第三者サービスに投稿したものである。さらに、個人が個人情報の開示、削除を求めて、裁判所のシステムを介して民事訴訟を提出するための新たな権利を確立する前に、さらなる議論が必要であると考えている。

(9)

・該当箇所

(3) 各府省大臣との関係 - 14 頁

・意見内容

データ漏洩時の報告義務の統合化

・理由

現在、データ漏洩が起こった際には、企業は複数の省庁より重複した問い合わせを受けている。これらの複数の問い合わせに対応することは、多大なビジネスコストとなっている。新しい第三者機関が、現在提案されているサイバーセキュリティセンターと緊密に連携し、サイバー攻撃に関する政府の対応を統合し、省庁間の重複を排除することを要望する。また、政府は危機度に応じて事案の扱いの軽重を判断し、報告義務についてもセキュリティ侵害の深刻さに応じて深さ・頻度をセットするべきである。また、報告をした企業に対して第三者機関より最新のセキュリティの脅威等について情報提供するべきである。

(10)

・該当箇所

1 第三者機関の体制整備 (2) 権限・機能等 - 13 頁

・意見内容

越境データについての制限の最小化

・理由

ACGJは、各企業が遵守すべき適切なガイドラインを定めた第三者機関による認証プロセスに基づいた、認証制の国境を超えた情報流通体制を確立とする検討会の方針を歓迎する。ACGJは、このようなマーケットベースのアプローチは自由貿易をさらに活性化し、外国政府との相互承認へ貢献し、データの扱いについての日本政府の保護主義的対応への懸念を緩和すると考える。特定の領域、例えば、国家安全保障や特別なガイドラインが必要となるものなどは、別の規制にゆだねられるべきである。越境データの制限を最小限とするという政策は、アジア太平洋経済協力（APEC）、環太平洋パートナーシップ（TPP）などの地域的・世界的なフォーラムで、このエリアについてほかの国、地域等から提案される障壁に対して、日本がより効果的に自国の主張を展開することを可能にする。

(11)

・ 該当箇所

(4) 制度の国際的な調和のために - 7頁

・ 意見内容

矛盾する法的枠組みの排除

・ 理由

データサービスをグローバルに提供している企業は、矛盾や相反する法的要請や関連する罰則を扱うという脅威にさらされている。ACGJは、検討会がパーソナルデータ保護に関して日本政府が国際的なベストプラクティスと整合性をもったアプローチを必要とすると強調していることを歓迎する。また国際的なベストプラクティスを採用することで、国を越えたデータの流れを阻害する排他的なアプローチを採用した国に比べ日本は優位に立つことができる。アジア太平洋地域で活動を展開する日米の企業は、第三国が国境を越えたデータ移転に関して他国との整合性がなく、排他的な基準を導入すると失うものが大きい。第三国への共同アプローチを協議する場として「インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話」を通して、個人情報保護のために国内の法的枠組みに沿った措置を講ずることで日米が模範を示すべきである。

(12)

・ 該当箇所

1 第三者機関の体制整備 - 13-15頁

・ 意見内容

適正手続きの遵守の確認およびデータ漏洩等への建設的な解決策の確立

・ 理由

日本政府は、データ保護に関連する問題への建設的な解決策を確立し、機関（組織）が広く一般に認められているプライバシー規則および高水準のセキュリティ技術とプロトコルの使用を遵守している場合には、罰則の減少の提供を含む過剰な罰金の賦課を避けるべきである。ACCJは、検討会が「第三者機関」に対し、消費者とサービスプロバイダーの両方の利益を保護する通知とヒアリングのプロセスを確立するよう促していることに注目している。日本政府によるこのような姿勢は、外国政府との相互承認に貢献し、企業が APEC 越境プライバシールールシステム (CBPR) などの既存の世界的に認められプライバシー保護の枠組みを利用し、個人データを積極的に保護するインセンティブとなるであろう。